

まで幅広く「宝物」を探し出し、地域のPRに活用しようという取組も行われている。

現在、北海道遺産構想は行政ではなく民間組織「NPO 法人北海道遺産協議会」が中心となって推進しており、官主導ではない取組がこの構想の大きな特徴となっている。北海道遺産構想推進の取組は、地域の人々が北海道遺産を観光資源としてだけではなく、地域の学習教材として或いは社会活動のための資源として活用する中で、地域住民の手で地域づくりから人づくり、地域活性化につなげていくことを最大の狙いとして進められている。また、この構想推進の取組は、イオン株式会社による「ほっかいどう遺産WAON(ワオン)」利用額寄付や、伊藤園株式会社による「お茶で北海道を美しく。」キャンペーンによる売上金寄付など、様々な企業による支援を受けながら進められている。近年では、民間企業による遺産を巡るツアーの計画や関連商品の開発が進められ、北海道全体の取組として根付き始めている。

北海道遺産は、先に述べた北海道遺産構想の下、次の世代へ引き継ぎたい有形・無形の財産の中から、北海道民全体の宝物として選定されたもの。北海道ならではの豊かな自然、人々の歴史や文化、生活、産業など各分野から、道民参加の下現在までに、平成13年に25件、平成16年に27件と計52件が北海道遺産として選定されている。

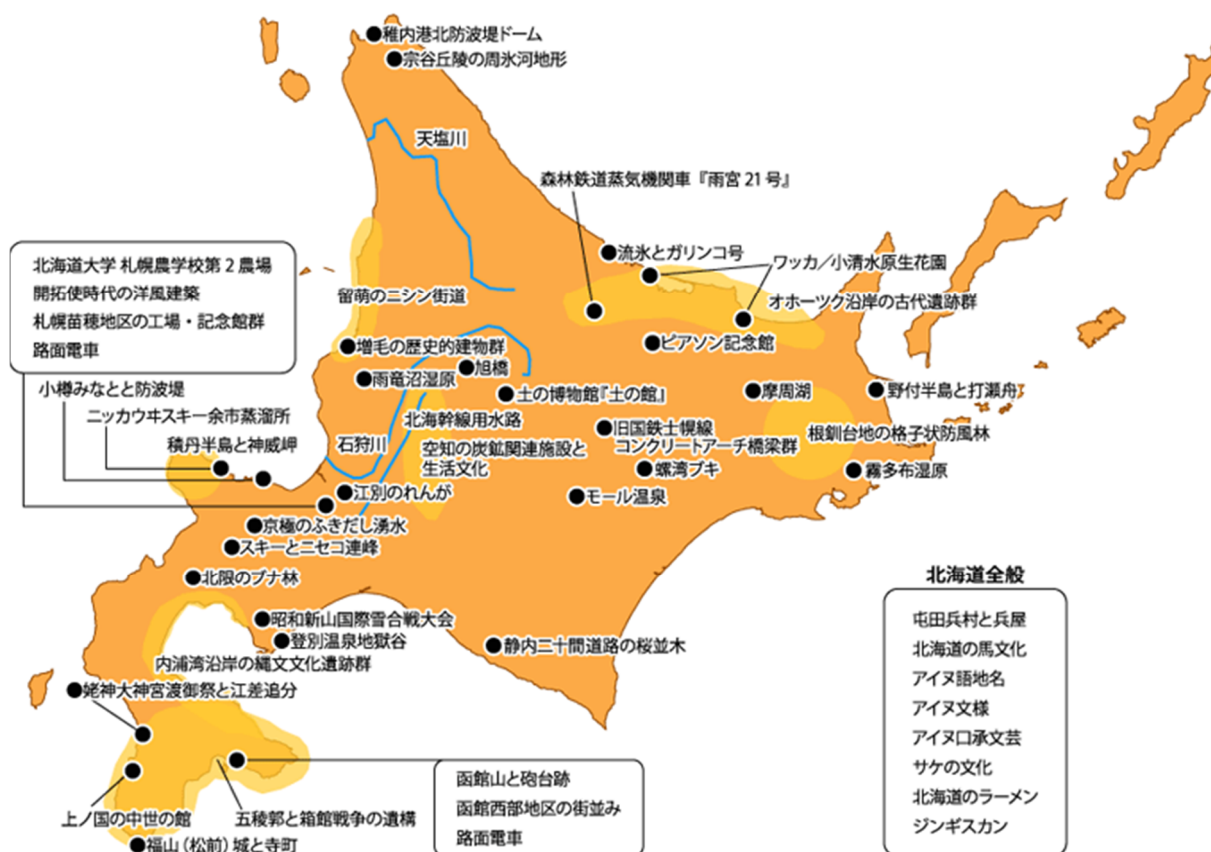


図 ii - 1 選定された北海道遺産とその所在地 (出典: NPO 法人北海道遺産協議会 HP)

北海道遺産の選定の基準としては、学術的な価値や美しさなどの客観的な要素だけでなく、地域における保全や活用の可能性、いかに地域に根付いているか、という「思い入れ価値」とよばれる主観的な要素も重要視されている。特に、選定後も継続的に保全・継承のための活動がなされることが期待できるかどうかことが重要と考えられており、遺産に係るNPO法人

等民間団体の活動が活発な地域は選定対象候補となりやすい。

選定された北海道遺産はツアーに組み込まれたり、地域のPRに使われるなど観光資源として活用されるだけでなく、企業の助成対象として社会活動や維持・保全活動、学習活動にも用いられ、地域全体の資源として様々に活用されている。

iii 近代化産業遺産

近代化産業遺産は、我が国の産業近代化の過程を物語る存在として、今日まで継承されている数多くの建造物、機械、文書の歴史的価値をより顕在化させ、これらを地域活性化の有益な「種」とすることを目的として、経済産業省が平成19年度及び20年度に「近代化産業遺産」（1, 115件）を大臣認定し、産業史や地域史の観点から、それぞれ33のストーリーとして取りまとめ公表されている。

「近代化産業遺産」の取りまとめに当たっては、公募を通じて提示された近代産業遺産（約190件、400箇所）をはじめとする各地域の産業遺産について、専門家・有識者からなる産業遺産活用委員会を開催し、地域活性化の取組に活用しやすいように、地域史・産業史のストーリーを軸に、相互に関連する複数の遺産により構成される「近代化産業遺産群」として取りまとめられている。

（個々の遺産を取り上げる際の考え方）

- ① 幕末～戦前の産業遺産（近代化産業遺産）を取りまとめの対象とする。
- ② 建造物はもとより、画期的な製造品及び当該製造品の製造に用いられた設備機器、これらの過程を物語る文書など、産業近代化に係る多様な物件を対象とする。また、これらの復元物や模型も対象とする。
- ③ 主として、産業の発展過程においてイノベティブな役割を果たした産業遺産を対象とする（江戸期以前からの伝統的な手法を踏襲する産業の遺産は、原則として対象としない。）

（遺産群としての整理・編集する際の考え方）

- ④ 上記の近代化産業遺産を、地域史・産業史のストーリーを軸に整理・編集し、地域において活性化の取組に活用しやすい形にとりまとめる。

平成19年度に取りまとめられた「近代化産業遺産群33」の「我が国の近代化を支えた北海道産炭地域の歩みを物語る近代化産業遺産群」ストーリーは、道内の炭鉱関連遺産、石炭輸送手段として発展した鉄道関連遺産及び室蘭市の鉄鋼生産関連遺産で構成され、「明治北海道の産業革命遺産」と重複している部分が多い。

iv 日本遺産

日本遺産は地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する平成27年度に制定された制度である。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでな

く海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。また、東京オリンピック・パラリンピックを見据え、2020年度までに100件程度の認定を目指している。

日本遺産として認定するストーリーには、単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」と、複数の市町村にまたがってストーリーが展開「シリアル型（ネットワーク型）」の2種類がある。ストーリーを語る上で不可欠な文化財群には、国指定・選定文化財を必ず一つは含める必要があり、地域型では①歴史文化基本構想策定済み、②歴史的風致維持向上計画を策定済み、③世界文化遺産一覧表記載案件の構成資産を有する、④世界文化遺産暫定一覧表記載案件の構成資産を有する、⑤世界文化遺産候補案件の構成資産を有する、市町村であることが条件となる。

日本遺産認定の募集は年に1回、文化庁が都道府県教育委員会を通じて行う。申請者は市町村で、シリアル型の場合は原則として市町村の連名とするが、当該市町村が同一都道府県内に所在する場合は当該都道府県が申請者となることも可能である。提出されたストーリーは日本遺産審査委員会における審査を経て、認定される。

日本遺産として認定されたストーリーの魅力発信や、日本遺産を通じた地域活性化については「日本遺産魅力発信事業」により、日本遺産に関する(1)情報発信・人材育成、(2)普及啓発事業、(3)調査研究事業、(4)公開活用のための整備、に対する国の補助制度がある。補助事業者は、日本遺産の構成文化財の所有者若しくは保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会等となる。

v 世界遺産

世界遺産は、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的として、昭和47年（1972年）のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、世界遺産一覧表に記載された顕著な普遍的価値を持つ建築物・遺跡や地形・景観美をもつ自然などの資産である。

世界遺産は、世界遺産候補である暫定一覧表に記載された資産のうち、国の文化審議会等で審議し、世界遺産条約関係省庁連絡会議で推薦が決定された資産の推薦書を世界遺産センターに提出することとなる。その後、文化遺産はユネスコの諮問機関であるICOMOS（国際記念物遺跡会議）、自然遺産は同じくIUCN（国際自然保護連合）の調査・勧告を受けて、年に一度開催される世界遺産委員会で登録の可否が決定される。

日本は平成4年に世界遺産条約を締結し、翌5年に文化遺産2件・自然遺産2件が世界遺産一覧表に記載された。平成27年7月現在までの日本の世界遺産は文化遺産15件、自然遺産4件の合計19件である。

日本においては、世界文化遺産及び世界文化遺産候補である暫定一覧表への記載は文化庁が主導して進めてきた。平成17年に「世界遺産条約履行のための作業指針」（以下、「作業指針」という。）が改訂され、地方公共団体をはじめ広範囲にわたる関係者の参加の下に暫定一覧表の作成を行うことが推奨された（「作業指針」第64節）ことから、平成18・19年に暫定一覧表に追加記載すべき文化資産を地方自治体から公募し、文化審議会世界遺産特別委員会の審議を経

て9件が暫定一覧表へ記載された。

その後、世界文化遺産への登録が進み、現在では9件の資産が暫定一覧表に記載されている。このうち、平成25年以降継続して世界文化遺産登録推薦書原案を文化庁へ提出する取組みを進めているのは、北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群（北海道・青森県・岩手県・秋田県）、金を中心とする佐渡金山の遺跡群（新潟県）、百舌鳥・古市古墳群（大阪府）の3件である。また、近年では各国が推薦できる世界文化遺産は年に1件とされている。

vi 景観重要建造物

a 景観重要建造物の指定制度とは

景観重要建造物とは、良好な景観の形成に重要であって、地域の個性ある景観づくりの核として重要な建造物（建築物及び工作物）の維持、保全及び継承を図るため、景観行政団体*の長が指定したものである。（景観法第19条）

指定された建造物は、外観の変更となる修繕や増築等の現状変更を行う際に、景観行政団体の長の許可が必要（景観法第22条）になると共に、所有者や管理者には、景観行政団体が条例で定めた管理基準に基づく適切な管理義務が課せられる（景観法第25条）ため、指定される前にはあらかじめ、当該建造物の所有者全員の意見聴取が求められている。（景観法第19条第2項）

景観行政団体の長の許可が必要な現状変更とは、通常管理行為や応急措置を除き、外観を変更する増改築や除却、色彩の変更などである。この許可制度は、道路等の公共の場から通常見えない部分の増改築や、内部改修で外観を変更しないものなど、良好な景観の保全を図られることが明らかな場合には許可されることになるため、文化財等の指定により受ける規制より、当該建造物を他用途に活用する場合などには自由度が高い。

しかし、現状変更の許可が受けられないことにより所有者が損失を受けた場合は、その所有者に対して、景観行政団体は通常生ずべき損失を補償しなければならない。（景観法第24条）

景観重要建造物に指定されるには、国土交通省令で定めた基準に該当し（景観法施行規則第6条）、景観行政団体が定めた景観計画の指定方針に適合することが条件となる。国土交通省令による基準では、当該建造物の「外観」が地域の景観上の特徴を有し、良好な景観形成を推進する上で重要であることが求められるため、建造物自体の歴史的価値や文化的価値は問われないことから、新しい建造物も指定対象となる。さらに、当該建造物と一体となって良好な景観を形成している建造物の敷地や付属する庭園等も、景観重要建造物に含まれるものとして指定対象になる。

なお、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財等に指定された建造物は、景観重要建造物の指定対象から除外されている（景観法第19条第3項）。

景観重要建造物の指定基準（景観法施行規則第6条）

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもの
- 2 次のいずれかに該当するもの

- イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの
- ロ 政府が世界遺産委員会に世界遺産一覧表に記載することを推薦したもので、推薦の際に提出された管理計画に従って公衆によって望見されるもの

※ 景観行政団体

景観行政事務を処理する地方公共団体のことであり、政令指定都市、中核市、その他の市町村の区域は都道府県が景観行政団体となる（景観法第7条）。

政令市・中核市以外の市町村は、知事との協議を経て都道府県に代わり景観行政団体になることができ（景観法第98条）、平成28年1月1日現在、道内では政令市、中核市を含め次の16市町村が景観行政団体となっている。

道内の景観行政団体（平成28年1月現在）

北海道、札幌市、旭川市、函館市

長沼町、栗山町、当別町、小樽市、黒松内町、平取町、東川町、美瑛町、

上富良野町、東神楽町、北見市、清里町、釧路市

b 景観重要建造物に対する各種制度

景観重要建造物の外観変更や適正な管理に必要と認める場合、市町村は国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法における規程による制限の一部を緩和することができる規程（建築基準法第85条の2）がある。しかし、全国的にみても、まだ緩和した例はない。

景観重要建造物に指定された建造物に対する国の補助事業は次のとおりである。

① 街なみ環境整備事業（国土交通省：社会資本整備総合交付金）

街なみ環境整備事業とは、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体や住民等が協力して、住宅や生活環境施設の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する事業である。

主に市町村が事業主体となり、社会資本総合整備計画に街なみ環境整備方針を定め、勉強会や見学会などの協議会活動や、道路や小公園・緑地等の整備、屋外消火栓等の防災施設の整備、電線の地中化、住宅の外観修景等の整備による住環境の改善等を行う際に、国は必要な助成を行う。

交付対象事業には、市町村等が行う景観重要建造物の修理、買い取り、移設費等の費用を助成する「街並み整備事業」や、所有者等が景観重要建造物の敷地等の修景や維持管理等に要する費用を市町村が補助する事業に対し国が助成する「街なみ整備助成事業」がある。

② 集約促進景観・歴史的風致形成促進事業（国土交通省）

集約促進景観・歴史的風致形成促進事業は、一定規模の人口密度を確保しようとする区域において、建て替え等により消滅していく景観や歴史文化等の地域資源に着目し、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等を創出し、居住人口の集約を促進させ地域の活性化を図る事業である。

事業主体となる地方公共団体は、集約促進の目標や方針、実施する事業等を定めた集約促進景観・歴史的風致形成推進計画を策定し、魅力ある地域づくりへの取り組みとして、地域の景観・歴史資源の整備を自ら行う場合や、民間等が実施する事業に地方公共団体が補助する事業に対し、国が事業費の一部を補助する。

例えば、景観重要建造物等を買取り、店舗や観光案内所へ改修し舗装を美装化するなど、生活利便性の向上を図る事業や、地域の歴史文化活動のための施設として活用するよう外観を改修する事業、景観阻害物件の除却等、地域の賑わいを創出する事業が対象となる。

c 景観重要建造物の指定現状

全国で指定されている景観重要建造物は、平成 27 年 9 月末現在 399 件あり、道内では 3 市町で 10 件が指定されている。しかし、指定している団体数で見ると 673 の景観行政団体のうち 74 団体（11%）にすぎない。これは、景観行政団体にとって、現状変更の許可が受けられないことにより所有者が損失を受けた場合には、通常生ずべき損失を補償しなければならない（景観法第 24 条）ため、財源措置等が課題となっていることが考えられる。

さらに、景観行政団体ではない市町村の区域では、都道府県が指定を行うことになるが、指定実績があるのは山形県と埼玉県の 2 県のみである。

表 vi - 1 道内の景観重要建造物の指定状況

	札幌市	東川町	黒松内町
指定件数	2	2	6
名称	・日本福音ルーテル札幌協会 ・めばえ幼稚園	・郷土館 ・ふるさと生活体験の家	・歌才自然の家 ・ブナセンター ・トワ・ヴェール ・ミニビジターセンター ・黒松内温泉「ぶなの森」 ・トワ・ヴェールⅡ
指定年度	H20	H19, H20	H21
所有者	全て民間	全て町	全て町

表 vi - 2 建造物等指定制度一覧（参考） ※斜字：建築物以外も含む

概要	有形文化財		道指定文化財	重要文化財	登録有形文化財		重要伝統的建造物 群保存地区	景観重要建造物	北海道遺産	日本遺産	世界遺産	近代化産業遺産
	市町村指定 文化財	市町村指定 文化財			国宝	登録有形文化財						
概要	建造物,工芸品,彫刻,書跡,典籍,古文書,考古資料,歴史資料などの有形の文化的所産で,我が国にとって歴史上,芸術上,学術上価値の高いものの総称	市町村にとって重要なものを、所有者等の同意を得て、市町村が指定したもの	道の区域内に存する有形文化財(重要文化財を除く)のうち道にとって重要なものとして道が指定したもの	有形文化財のうち、重要なものとして文部科学大臣が指定したもの	世界文化の見地から特に価値の高いもの	保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を,文部科学大臣が文化財登録原簿に登録したもの	市町村が保存条例に基づき決定した伝統的建造物群保存地区について、市町村からの申出により、我が国にとって価値が高いと国が判断したものの	良好な景観の形成に関する方針に基づく景観づくりをすすめていく上で、当該建造物に対する指定が必要不可欠な場合に景観行政団体が指定するもの	次の世代へ引き継ぎたい有形・無形の財産の中から、北海道民全体の宝物として道民参加によって選定されたもの	地域の活性化を図ることを目的に、地域の歴史的な魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの	遺跡、景観、自然など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を有するものとして「世界遺産委員会」で世界遺産リストに登録されたもの	近代化産業遺産が持つ価値をより顕在化させ、地域活性化に役立てることを目的に、経済産業大臣が認定したもの
法令	文化財保護法第2条	市町村文化財保護条例等	道文化財保護条例第4条	文化財保護法第27条	文化財保護法第27条第2項	文化財保護法第57条	文化財保護法第144条	景観法第19条	—	—	世界遺産条約	—
基準			建造物及びその他の工作物の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号のいずれかに該当するもの (1)意匠的に優秀なもの (2)技術的に優秀なもの (3)歴史的価値の高いもの (4)学術的価値の高いもの (5)流派的又は地方的特色において顕著なもの	建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの (1)意匠的に優秀なもの (2)技術的に優秀なもの (3)歴史的価値の高いもの (4)学術的価値の高いもの (5)流派的又は地方的特色において顕著なもの	重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化的意義の特に深いもの	建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財等を除く。)のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの (1)国土の歴史的景観に寄与しているもの (2)造形の規範となっているもの (3)再現することが容易でないもの	伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの (1)伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの (2)伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの (3)伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの	次に掲げるとおり (1)地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもの (2)次のいずれかに該当するもの イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの ロ 政府が世界遺産委員会に世界遺産一覧表に記載することを推薦したもので、推薦の際に提出された管理計画に従って公衆によって望見されるもの	(1)学術的な価値や美的な価値などの「客観的な評価基準」 (2)地域が保全・活用に取組んでいるものや、今後の取組みに期待できるものなどの「思い入れ価値」 (3)「北海道らしさ」	(1)ストーリーの内容が、当該地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであり、我が国の魅力を十分に伝えるもの (2)日本遺産を活かした地域づくりの将来像と、実現に向けた具体的な方策が適切に示されていること (3)日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能な体制整備がされていること ※国指定・選定文化財を必ず一つは含めること	登録基準のいずれか1つ以上に合致し、真実性や完全性の条件を満たし、国内法で適切な保護管理体制がとられていること 【抜粋】 (ii)建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間又はある文化圏内での価値感の交流を示す (iv)歴史上重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本	①幕末～戦前の産業遺産(近代化産業遺産) ②建造物、画期的な製造品及び製造に用いられた設備機器、製造過程を物語る文書、復元物や模型も対象 ③主として、産業の発展過程において革新的な役割を果たした産業遺産(江戸期以前からの伝統的な手法を踏襲する産業の遺産は、原則対象外)
指定・登録件数												
全国				2,215件(4,460棟) [H27.12.1]	222(272棟) [H27.12.1]	10,392棟 [H27.12.1]	110地区 [H27.7.8]	399件 [H27.9.30]		18件 [H27.4.24]	19 [H27.7.5]	1,115件 [H19.20]
道内	国指定			26件(57棟) [H27.12.1]	0	69件(143棟) [H27.12.1]	1地区			0	1 [H17.7.14]	170件
	道指定		21棟 [H27.4.1]					0	52件 [H27.12.1]			
	市町村指定	103件(112棟) [H27.5.1]						10件 [H27.3.31]				

表 vi-3 建造物等の保全に活用できる補助事業（参考）

事業名	文化財保存事業	街なみ環境整備事業	都市再生整備計画事業	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業
補助制度	重要文化財(建造物, 美術工芸品) 修理、防災事業費国庫補助要項	社会資本整備総合交付金交付要綱		集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金交付要綱
適用法	文化財保護法	景観法（景観重要建造物）	都市再生特別措置法	都市再生特別措置法 景観法（景観重要建造物）
目的	文化財保護法の趣旨に則り、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。	住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設など住環境の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区の形成を図る	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る	集約型都市構造への転換を図る上で人口密度を維持するエリアにおいて、景観・歴史的風致形成に資する取組に対する総合的な支援を行い、求心力のある魅力的な環境とすることで居住等機能を誘導し、都市再生の促進を図る
対象地域 (道関係分)	—	街なみ環境整備促進区域 面積 1ha 以上かつ景観法による景観計画区域を含む区域 街なみ環境整備事業地区 街なみ環境整備促進区域において、地区面積 0.2ha 以上かつ、景観計画が定められている地区	次の 1 又は 2 に該当する地区 1 都市再生整備計画の区域が次の区域に定められているもの (1) 居住誘導区域内 (2) 立地適正化計画を作成していない市町村の区域で、次のいずれかに該当する区域のうち、駅※●から半径 1km 以内又はバス停※●から半径 500m 以内の区域 i 市街化区域 ii 非線引き用途地域 2 地方公共団体が観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画で当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載され、当該地域の整備と齟齬がないと認められる区域 i 市街化区域 ii 非線引き用途地域 ※● ピーク時間運行本数が片道で 3 本/h 以上に限る	集約促進景観・歴史的風致形成推進区域 次の(1)かつ(2)の要件に該当する区域 (1) 次のいずれかに該当する居住等機能誘導に資する区域 イ 次の全ての要件を満たす区域 i 居住誘導区域又は都市機能誘導区域 ii 人口密度 40 人/ha 以上の一団の市街地又は集落の区域 ロ 立地適正化計画を作成していない市町村の区域で、かつ次のいずれかに該当する区域のうち、駅※●から半径 1km 以内又はバス停※●から半径 500m 以内の区域 i 市街化区域 ii 非線引き用途地域 ハ 地方公共団体が策定した観光等地域資源活用の計画があり、かつ、集約促進景観・歴史的風致形成推進計画で地域活性化を推進する区域 ※● ピーク時間運行本数が片道で 3 本/h 以上に限る (2) 景観計画区域
事業主体	重要文化財の所有者 管理を行うべきものとして指定された地方公共団体、法人	市町村（都道府県） 市町村を構成員に含む協議会	市町村 市町村都市再生協議会	地方公共団体 民間事業者※●
補助対象 事業 (抜粋)	1 修理事業 (ア) 解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理 (イ) 災害復旧工事 2 管理事業 (ア) 警報設備、消火設備、避雷設備、防盜、防犯設備、避難設備の設置工事 (イ) 火除地設定、消防道路設置、保護柵設置、覆屋(保存庫を含む。)設置(増、改築を含む。)、擁壁、排水施設の設置工事 (ウ) 鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事 (エ) 耐震診断及び耐震対策工事 (オ) 災害復旧工事	1 街なみ整備事業 ・景観重要建造物整備費(買収、移設、修理、内装※●) 2 街なみ整備助成事業※● ・景観重要建造物及び当該建造物の敷地の修景等に係る設計、外観、屋外露出設備の隠蔽等、外構、色彩の修景 ・景観重要建造物の修理、買収、移設及びこれに伴う除却、案内標識、通路舗装 3 協議会活動助成事業(勉強会、見学会、資料収集等協議会の活動) 4 整備方針策定事業(調査、整備方針策定) ※● 一般公開を行うものに限る ※● 景観整備機構・土地所有者等が行う事業に対する地方公共団体の補助事業	1 道路、公園、河川、下水道、駐車場、緑地、電線類地下埋設施設、地域交流センター等の整備 2 既存建造物活用事業 ・地域交流センター等の購入、移設、改築、大規模簿な修繕	1 景観重要建造物の修理、買収又は移設、機能導入に係る改修 2 建造物の外観修景又は除却 3 建造物の外観整備にあわせた道路等公共的空間の美化、緑化、ストリートファニチャーの整備 4 景観形成に向けたデザインルール、ガイドライン等の検討、住民等の啓発等活動、人材育成を図るための活動 5 景観重要建造物の利活用コーディネート活動 ※● 民間が実施する事業に対する地方公共団体の補助事業
補助率	地方公共団体又は 営利法人以外 補助対象経費の 50% (規模により割増あり) 地方公共団体 補助対象経費の 概ね 50% 営利法人 補助対象経費の 50%	1 街なみ整備事業 景観重要建造物整備費 事業費の 1/3 2 街なみ整備助成事業 補助費用の 1/2 又は 補助事業費の 1/3 の低い額 3 協議会活動助成事業 補助費用の 1/2 4 整備方針策定事業 事業費の 1/2	概ね 40%	地方公共団体 事業費の 1/3 民間事業者 補助費用の 1/2 かつ 補助事業費の 1/3 以内